



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年9月12日金曜日 第1491号

### ◇ 目 次 ◇

字の廃止（長浜町）.....	951
落札者等の告示.....	951
指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	951
土地改良事業の計画の変更の認可（2件）.....	952
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	952
漁業免許の内容等の公示.....	952
道路の区域変更（県道嵐田之浜岩松線）.....	953
道路の供用開始（ " " ）.....	953
都市計画の変更（名称変更を伴う一部変更）.....	953
都市計画の変更（一部変更）.....	953
開発行為に関する工事の完了.....	953

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	954
砂利採取業務主任者試験の実施.....	954

### 任 免 辞 令

公営企業任免辞令..... 954

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1794号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、長浜町長から次のとおり字を廃止する旨の届出があった。

平成15年9月12日

愛媛県知事 加戸守行

大字黒田の区域内の小字を全部廃止する。

#### ○愛媛県告示第1795号

次のとおり落札者を決定した。

平成15年9月12日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
微生物試験高度安全実験室（バイオハザード室）一式（P3実験室、エアロック室、前室、附属備品一式、撤去、配線、調整等一式）	愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成15年8月22日	四国八洲薬品株式会社愛媛営業所 愛媛県松山市来住町1445番地1	22,480,000円	一般競争入札	平成15年7月29日

#### ○愛媛県告示第1796号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年9月12日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300098114	有限会社介護サービスゆう	北宇和郡広見町大字永野市469番地	松井 功	児童居宅介護	有限会社介護サービスゆう指定居宅介護事業所	北宇和郡広見町大字永野市469番地	平成15年9月5日

#### ○愛媛県告示第1797号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年9月12日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100111117	有限会社介護サービスゆう	北宇和郡広見町大字永野市469番地	松井 功	身体障害者居宅介護	有限会社介護サービスゆう指定居宅介護事業所	北宇和郡広見町大字永野市469番地	平成15年9月5日

○愛媛県告示第1798号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成15年 9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200127112	有限会社介護サービスゆう	北宇和郡広見町大字永野市469番地	松 井 功	知的障害者居宅介護	有限会社介護サービスゆう指定居宅介護事業所	北宇和郡広見町大字永野市469番地	平成15年 9月5日

○愛媛県告示第1799号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市垣生土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成15年8月27日認可した。  
平成15年 9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1800号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成15年8月29日認可した。  
平成15年 9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1801号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上野本村地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
平成15年 9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上野本村地区）計画書の写し
  - 伊予市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間  
平成15年 9月16日から10月15日まで
- 縦覧場所  
伊予市役所

○愛媛県告示第1802号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、定置漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。  
平成15年 9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 定第1号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町二見地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ及びウアの3直線によって囲まれた区域

基点A 西宇和郡伊方町二見谷尻主石鼻岩

点ア Aから142度37分150メートルの点

イ Aから161度50分900メートルの点

ウ Aから150度50分900メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(2) ア 免許番号 定第2号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡西海町白浜地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 南宇和郡西海町白浜波止突端中央

B 南宇和郡西海町白浜耳毛鼻岩

点ア Aから114度90メートルの点

イ Bから94度100メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡西海町白浜

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

2 免許予定日

平成16年 1月 1日

3 申請期間

平成15年 9月12日から平成15年11月20日まで

4 存続期間

平成16年1月1日から平成20年12月31日まで

○愛媛県告示第1803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	嵐田之浜岩松線	北宇和郡津島町岩松字白崎谷第13号106番14地先から 同町岩松字矩甫丁333番2地先まで	旧	メートル 3.6～21.0	キロメートル 0.280	
			新	6.5～107.0	0.280	

○愛媛県告示第1804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	嵐田之浜岩松線	北宇和郡津島町岩松字白崎谷第13号106番14地先から 同町岩松字矩甫丁333番2地先まで	平成15年9月12日

○愛媛県告示第1805号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成15年9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
松山広域都市計画道路 3・1・3松山外環状線	松山広域都市計画道路 3・2・3来住余戸線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 松山市北井門町、市坪南三丁目、市坪西町、出合及び余戸南二丁目
- (2) 削除する部分 松山市来住町、今在家四丁目、北土居町、北井門町、井門町、古川南三丁目

、古川西三丁目、市坪南三丁目、市坪西町、出合並びに余戸南一丁目及び二丁目

○愛媛県告示第1806号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成15年9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路

1・4・1自動車専用松山外環状線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第1807号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15西局建（開）第14号 平成15年8月29日	西条市飯岡字長路1669番8及び1669番9	西条市飯岡1669番地4 越 智 泉

15松局伊土検（開）第23号 平成15年9月1日	伊予市上吾川字松本甲22番1、甲22番6、甲25番1及び甲36番1	伊予市上吾川甲35番地1 芳我不動産 代表者 芳 我 孝 義 伊予市上吾川甲84番地1 平 岡 智
-----------------------------	-----------------------------------	---

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年8月29日	特定非営利活動法人 地域共創研究所NORA	石 濱 典 夫	愛媛県松山市紅葉町3番47号	この法人は、不特定かつ多数の人々に対して、地域に関する情報発信や啓発活動、地域づくりのコーディネート等、事業を行い、地域のより良い生活環境の創造に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年9月3日	特定非営利活動法人 いよ環境センター	本 田 眞 一	伊予郡松前町大字中川原881番地1	この法人は、地域住民に対して、生活環境の改善に関する事業を行い、循環型社会の創造と地域の発展を目指し、公益に寄与することを目的とする。

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、平成15年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成15年9月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の場所  
松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁会議室（第1別館9階会議室）
- 試験の日時  
平成15年11月7日（金）10時
- 受験願書の提出期間  
平成15年10月8日（水）から同月17日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先  
県庁土木部管理局土木管理課又は住所地在を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

8月31日

愛媛県技術吏員 渡 部 誠一郎

願により本職を免ずる

9月1日

酒 井 希美子

愛媛県技術吏員に任命する  
医療職（一）2級を命ずる  
県立今治病院内科医長を命ずる